

「加冠の儀」を題材にしたステージイベント企画・運営業務にかかるプロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、「一乗谷文化祭」内の演目として実施予定の、一乗谷に歴史的な縁のある「加冠の儀」を題材にしたステージイベントの企画および運営業務の受託者の選定について、公募型プロポーザル(企画提案)方式にて募集決定することを定めるものである。

2. 概要

- (1) 業務名称 「加冠の儀」を題材にしたステージイベント企画・運営業務
- (2) 業務内容 別添仕様書のとおり
- (3) 履行期限 令和9年3月31日まで
- (4) 提案上限額 2,000,000円(地方税および地方消費税を含む。)

3. 応募資格

企画提案書を提出することができる者は、「加冠の儀」を題材にしたステージイベント企画・運営業務企画提案選定委員会(以下「選定委員会」という。)の審査を受ける資格(以下「応募資格」という。)に関し、次に掲げる事項について福井県(以下「県」という。)の認定を受けた者とする。

- (1) 福井県内に主たる事業所を有する単独の法人であること。下記(2)から(6)にすべて該当すること。
- (2) 本業務の応募資格認定の日において現に県の指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)第146条に基づき知事が定める一般競争入札の資格を有する者であること。

ただし、「5. プロポーザル審査の手続き等(4)応募資格認定申請書の提出」に定める応募資格認定申請書提出時に競争入札参加資格を有していない場合においても、県に対して地方自治法施行令第167条の5および福井県財務規則第146条に規定する競争入札参加資格審査に関する申請を提出済みであれば、当該項目について参加資格を有するものとして取り扱うこととし、競争入札参加資格審査の結果、資格がないと認められた時点において本件に関する参加資格を喪失するものとする。

※競争入札参加資格審査申請書様式は、福井県会計局会計課のホームページからダウンロードできる。

(<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kaikei/sinsei.html>)

- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続き開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続き開始の申立て、または破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続き開始の申立てが行われている者でないこと。
- (6) 次の①から⑤までのいずれにも該当しない者であること。

- ① 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
- ② 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ③ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
- ④ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- ⑤ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

4. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

また、優先交渉権者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当する場合、または該当していることが判明した場合は、優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- (1) 応募資格審査の結果通知日までに、提案者が前記の応募資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 見積書の金額が、提案上限金額を超える場合
- (3) 提出期限までに提出資料が提出されない場合
- (4) 2案以上の企画提案をした場合
- (5) 提出資料に虚偽の記載があった場合
- (6) 著しく信義に反する行為があった場合
- (7) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (8) 企画提案書の記載内容が法令違反など、著しく不適當な場合
- (9) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (10) 書類に不備がある場合(軽微な場合を除く)

5. プロポーザル審査の手続き等

- (1) スケジュール

項 目	日 程
1. 実施要領等の公示・配布開始日	令和8年6月26日(金)
2. 質問受付期日	令和8年7月2日(木)17時
3. 応募資格認定申請申込期日	令和8年7月2日(木)17時
4. 応募資格の認定結果通知	令和8年7月3日(金)
5. 企画提案書提出期間	令和8年7月3日(金)～7月23日(木)17時
6. 選定委員会(書面)	令和8年7月28日(火)(予定)

- (2) 実施要領の配布

- ① 配布期日 令和8年7月2日(木)17時まで

- ② 配布場所 〒910-8580 福井市大手3丁目17番1号5階
(福井県交流文化部文化・スポーツ局文化課内)
一乗谷朝倉氏遺跡活用推進協議会
- ③ 配布方法 実施要領は上記の②配布場所ならびに一乗谷朝倉氏遺跡ポータルサイト
「ICHIJO-DANI」に掲載する。
URL <https://ichijo-dani.com>

(3) 質問の受付および回答

本プロポーザルに関する質問を次のとおり受け付け、回答する。

- ① 受付期日 令和8年7月2日(木)17時まで
- ② 提出場所 「10. 問合せ先」に同じ
- ③ 提出方法 質問票(様式1)により、電子メールまたはFAXで送信すること。
- ④ 回答方法 参加資格を有すると認められた者全員に電子メールまたはFAXにより
令和8年7月3日(金)中に回答を送信する。

(4) 応募資格認定申請書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり応募資格認定申請書(様式2)
および応募資格誓約書(様式3)、競争入札参加資格通知書の写しを提出すること。な
お、競争入札参加資格を得ていない場合は、「物品等競争入札参加企画審査申請書」
の写しを添付し、資格を得た時点で速やかに提出すること。

- ① 提出期限 令和8年7月2日(木)17時(必着)
- ② 提出方法 持参、郵送(配達証明)または宅急便(手渡したことが証明されるもの
に限る)によること。なお、持参の場合は、平日の9時から17時までの間に限る。
- ③ 提出先 「10. 問合せ先」に同じ
- ④ 提出部数 各1部

(5) 応募資格の認定結果通知

応募資格要件を審査し、その結果を令和8年7月3日(金)付けで書面にて通知す
る。応募資格認定申請書を提出した者のうち、応募資格要件を満たさなかった者に
対しては、満たさなかった旨および満たさないと判断した理由を書面にて通知する。

(6) 企画提案書等の提出

応募資格を有すると認められた者は、次により企画提案書等を提出すること。

- ① 提出期限 令和8年7月23日(木)17時(必着)
- ② 提出書類 次の(ア)～(カ)を企画提案書として提出すること。なお、提出後におけ
る提出書類の追加および変更は認めない。
 - (ア)企画提案書の提出について(様式4)
 - (イ)企画提案書(様式5)
様式5ではなく独自の様式でも可とする。ただし、様式5内の項目
はすべて盛り込むこと。
 - (ウ)費用積算書(一式とせず、内容ごとに区分して記載すること。)
※記載する金額は消費税および地方消費税10%を含んだ金額とする。

(工)過去に実施した同様の業務概要(内容、回数等がわかるもの)

※該当するものがあれば、提出すること。

- ③ 提出方法 持参、郵送(配達証明)または宅急便(手渡したことが証明されるものに限る)によること。なお、持参の場合は9時から17時までの間に限る。
- ④ 提出先 「10. 問合せ先」に同じ
(うち1部には企画提案書の提出について(様式4)を添付すること。)
- ⑤ 提出部数 各4部
- ⑥ 企画提案書の提出辞退

応募資格認定申請書(様式2)および応募資格誓約書(様式3)の提出後に企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届(様式任意)を企画提案書の提出期限までに提出すること。なお、企画提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取り扱いはしない。

(7) 選定委員会

下記の審査基準に従い、提出書類の審査を行い、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価・採点したうえで、最も優れた提案者を選定する。

- ① 日程 令和8年7月28日(火)(予定)
- ② 実施方法 書面審査

6. 審査・選定方法

(1) 審査基準

- ① 企画提案書の的確性およびわかりやすさ
 - ・業務内容をよく理解し、企画提案内容が業務の目的と整合しているか
 - ・企画提案内容が明確で分かりやすいか
- ② 企画提案内容の実現性
 - ・仕様書にて要求する仕様が反映されているか
 - ・反映されていない場合は、その根拠とともに代替案が示されているか
 - ・実現のための手段に妥当性はあるか
- ③ 業務を履行する能力の有無
 - ・事業実施に関して、必要な知識や体制が確保されているか
 - ・円滑に業務を進められるスケジュールとなっているか
 - ・その他公募等で同種の事業実績があるか
- ④ 実施業務の効果
 - ・提案内容が一乗谷朝倉氏遺跡の歴史や文化を分かりやすく伝えるものになっているか
 - ・提案内容が「一乗谷文化祭」の誘客ターゲット層に訴求できるものになっているか
 - ・提案内容が集客が見込める魅力的なものになっているか。
- ⑤ 費用の妥当性
 - ・提示された見積額が適切であるか
- ⑥ 追加提案

・効果的な追加提案があるか

(2) 優先交渉権者の決定

選定委員会において総合的に評価し、最も優れた者を優先交渉権者とする。なお、優先交渉権者が辞退した場合は、次点の者を優先交渉権者とする。

(3) 審査結果通知

審査結果通知については、全ての本プロポーザル参加者に対して通知する。

- ① 通知方法 応募者の代表者(担当者)宛に書面にて通知
- ② 通知予定日 書面審査から1週間以内

なお、審査内容および各事業者の企画提案内容、見積額等については、非公開とし、審査結果に対する異議申し立ては、一切受け付けない。

7. 契約の締結

審査の結果、選定された優先交渉権者と企画提案書に記載された項目に基づき協議を行い、契約における仕様や金額等の内容を定め、協議会が準用する福井県財務規則に基づき契約を締結する。

したがって、優先交渉権者の決定を持って企画提案書に記載された全内容を承認するものではない。また、「4. 失格事項」に該当する場合には、県は契約締結を取り消す場合がある。

8. 再委託

本業務の全てを再委託することは一切認めない。ただし、必要により一部を再委託する場合は、県に協議のうえ、その承諾を得るものとする。

9. その他

- (1) 企画提案に係る一切の経費については、応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類は一切返却しない。
- (3) 提出された企画提案書等の書類は、審査に必要な範囲において複製することがある。
- (4) 契約の優先交渉権者として特定された後に、提案内容を適切に反映した仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- (5) 災害等不測の事態が生じた場合は、本プロポーザルに関する手続きを延期・中止することがある。

10. 問合せ先

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17番1号5階
(福井県交流文化部文化・スポーツ局文化課内)
一乗谷朝倉氏遺跡活用推進協議会
担当:林田、土田
TEL:0776-20-0580・FAX:0776-20-0661
E-mail bunka@pref.fukui.lg.jp